

質 疑 回 答 書

(4) 契約書関連資料

質疑 番号	資料 番号	資料 ページ 番号	見出 番号	質 問	回 答
1	2-2 2-3	6	23条	受注者から請求した際の発注者の対応について記載が ございません。具体的に決まっておりますお知らせ願 えますでしょうか。	第25条によります。
2	2-2 2-3	10	39条 3項	「ただし、これらの場合であっても、成果物の引渡し時か ら10年間を超えては、修補又は損害賠償の請求を行え ない。」とございますが、これは通常重大な過失等がなけ れば瑕疵担保期間は2年ですので不要かと存じますが 如何でしょうか。	設計業務委託契約約款によります。
3	事業 協定 書		第15 条	「要求基準」の内容が設計上あるいは施工上満たされて いるかの発注者側の判断は、第7条の「第 期事業の契 約手続」までに行なわれる認識でよろしいでしょうか？	要求水準書に記載のとおり確認することとし、設計完了時及 び施工完了時に判断します。
4	事業 協定 書		第11 条-4	「上限契約金額が不適当となったと発注者が判断した場 合」とありますが、この場合の判断基準は契約約款第25 条に基づくものとしてよろしいでしょうか？	事業協定書第11条4によります。
5	2-1	5	14条	第14条の「関係者協議会」の構成員は、発注者と受注者 の協議により定めるとありますが、現時点での「その他の 関係者」の想定をご教示ください。	協議により定めることとなります。
6	2-1	6	16条	第16条の「設計成果の取扱い」について、価格等交渉の 不成立の場合、設計成果に含まれる受注者の特許権等 の使用を許諾する旨の規定となっておりますが、特許権 等の性質や許諾の相手方により、許諾に応じかねる場 合は、ご協議をお願いいたします。	事業協定書によります。
7	2-1		第5条	計画通知を提出するまでの業務を実施設計1とし、実施 設計2は着工後の設計者による設計意図伝達業務と捉 えれば宜しいでしょうか。仮にそうでないとすれば、実施 設計2について現時点において想定される上記以外の 設計業務並びにその具体的な業務名を挙げてお示し下 さい。	実施設計2は、工事費算出に必要となる実施設計図以外の 工事費に影響を与えない施工のために必要となる実施設計 図とお考えください。
8	2-1		第7条	事業者が作成する「当初見積書等」、「改訂見積書等」 及び「最終見積書等」に含まれる見積書は官庁積算で はないと考えておりますが宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	2-2 2-3		第19 条1項 (1)	「図面、仕様書、現場説明書」及び「現場説明」との記載 がございますが、本事業につきましてはこれらの資料は ないものと考えて宜しいでしょうか。	「図面、仕様書、現場説明書」は、設計仕様書とお考えくださ い。
10	2-2 2-3		第24 条1項	「発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要 があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求でき る。」と記載がございますが、「特別な理由」の事例をお 示しください。	現時点で具体的に想定しているものはありません。
11	2-4-1	3	第9条 2	「成果物又は本件建築物の内容を公表すること」、「本件 建築物に受注者の実名又は変名を表示すること」はして はならない、とされておりますが、雑誌等への掲載や、講 演等での紹介、賞の応募等のため、図面等の提出(公 表)、受注者名の表示を希望する場合は、あらかじめ、 承諾又は合意をいただければ可能でしょうか。	お見込みのとおりです。